

子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書(2・3号認定用)

東近江市長 様

令和 年 月 日

保護者 住 所 東近江市

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

電話番号

教育・保育給付認定について下記のとおり変更がありましたので、申請(届出)します。(※裏面の注意事項を必ずお読みください。)

利用施設名			
ふりがな 児童氏名			
生年月日	平成・令和 年 月 日 (保護者との続柄)	平成・令和 年 月 日 (保護者との続柄)	平成・令和 年 月 日 (保護者との続柄)

1 変更(希望)年月日 令和 年 月 日

2 該当する変更事項に ☒ をし、具体的な変更内容を記入してください。

変更事項	変更前	変更後(変更内容)
① ☐ 保育利用時間(区分)	☐ 保育標準時間(最長11時間まで) ☐ 保育短時間(最長8時間まで)	☐ 保育標準時間(最長11時間まで) ☐ 保育短時間(最長8時間まで)
	変更理由:	
② ☐ 住所	東近江市	東近江市
③ ☐ 保護者		※利用料引き落とし口座の変更をしてください。
④ ☐ 児童氏名		
⑤ ☐ 家族構成	変更後の家族構成を裏面に記入してください。 増員の場合は、必要に応じて就労証明書等を提出してください。	
⑥ ☐ 保育を必要とする事由の変更 (☐ 父 ☐ 母)	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業中の継続利用 ☐ その他	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動(退職日:令和 年 月 日) ☐ 就学 ☐ 育児休業中の継続利用 ☐ その他 ※証明書類を添付してください。
⑦ ☐ 就労先・勤務地の変更 (☐ 父 ☐ 母)	交通手段() 通勤時間(分/片道)	交通手段() 通勤時間(分/片道) ※就労証明書を添付してください。

3 家族構成(※家族構成に変更があった場合は記入してください。)

申請児童の同居者(申請児童を除く)	氏名	続柄	年齢	生年月日	職業、学校、幼稚園等の名称	障害者手帳
			歳	年 月 日		☐ 有
			歳	年 月 日		☐ 有
			歳	年 月 日		☐ 有
			歳	年 月 日		☐ 有
			歳	年 月 日		☐ 有
			歳	年 月 日		☐ 有
			歳	年 月 日		☐ 有
			歳	年 月 日		☐ 有

※「年齢」欄は、入所年度4月1日現在の年齢を記入してください。

※障害者手帳をお持ちの方は、障害者手帳の写しを添付してください。

【注意事項】

- 1 子どものための教育・保育給付認定の内容(認定区分及び利用時間等)について変更が生じた場合は、再度、教育・保育給付認定の審査を行います。審査の結果、変更希望にそえない場合がありますので、御了承ください。
- 2 申請(届出)の内容に虚偽が判明した場合は、教育・保育支給認定の取消又は利用施設の退所となる場合があります。
- 3 「①保育利用時間(区分)」及び「⑥保育を必要とする事由の変更」に関する変更申請は、毎月25日までに書類を提出してください。審査の結果、変更が認められる場合は翌月初日から認定します。その他に関する変更申請(届出)は、事由が発生した月の末日までに書類を提出してください。

なお、令和3年4月1日以降の変更分から、毎月20日までに書類の提出が必要となります。(例：令和3年4月から保育利用時間を変更する場合、前月20日(20日が土・日・祝日の場合は翌平日)までに提出)

- 4 求職活動による認定期間は3箇月です。また、妊娠・出産による認定期間は、出産月を含めず最長で産前2箇月・産後6箇月です(多胎児の場合は、出産月を含めず最長で産前3箇月・産後10箇月)。